

宍粟市教育委員会規則第8号

宍粟市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成29年5月11日

宍粟市教育長

宍粟市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

宍粟市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成22年宍粟市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の5」を「第47条の6」に改める。

第2条中「学校運営に関して」を「学校運営及び当該運営への必要な支援に関して」に、「参画と協働」を「参画又は地域住民等による学校運営への支援及び協力」に改める。

第3条を次のように改める。

（設置）

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を実施する場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び対象学校の所在する地域の住民の意見を聞くものとする。

第4条第1項第1号中「地域の住民」を「対象学校の所在する地域の住民」に、同項第2号中「保護者」を「対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

第4条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第5条第2項を削る。

第6条第2項第3号、第8条及び第9条中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第10条を次のように改める。

(運営の参画の促進のための情報提供)

第10条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

第11条第2項並びに第12条第1項、第4項及び第5項中「指定学校」を「対象学校」に改める。
第13条を次のように改める。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

第14条を削る。

第15条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。